

誰もが住みやすい環境にするために／まちづくり条例の制定が必要

さいたま市議会議員
無所属／市民派

そえのふみ子



Fumiko Soeno

頻発する高層マンション建設問題

ある日突然、近所に高い建物が建てられる

浦和区内では従来からマンション建設問題での紛争が後を絶ちません。

中高層マンション紛争防止条例では事業者は建築計画を住民に事前に説明しなければならぬと定めています。

さいたま市全体での近隣説明の報告書提出件数は、平成20年度は142件。そのうち、紛争調整のあつせん申し出は6件、調停の申し出は4件。解決や合意につながった件数はゼロ。

条例であつせんや調停を定めていても、全く効果が発揮されておらず、条例による解決能力は無いに等しいと言えます。

ほとんどの場合、住民と事業者との対話で工事協定書を通じて被害の抑止をはかる形で、決着せざるを得ない状況です。

現状の建築基準法、都市計画法のもとでは、住民が頑張っても、事業者の建設を止めること

紛争調整（あつせん）取扱件数（2008年度）				
	申し出	調整不開始	打ち切り	解決
件数	6	4	2	0
調停取扱件数（2008年度）				
	申し出	調整不開始	打ち切り	合意
件数	4	2	2	0

はできません。住民が行政に相談しても「民と民だから、よく話し合ってください」、行政が強制力を持って問題に介入することはありません。

建設によって、日照被害や、地盤沈下、ビル風、工事による騒音、振動など、様々な問題が出てきます。

そして、街の風景も一変します。今まで慣れ親しんできた住環境が、事業者の利益だけで変えられていいものなのかどうか、街のありかたとして妥当なのかどうか疑問を持ちます。

紛争防止条例の限界性

近隣住民の方々にとって、建設問題が持ち上がることは、連日住民同士で協議したり、事業者との対話や交渉を持ったりと、割かれる時間、エネルギーを膨大に費やします。

そえのふみ子は、浦和市議会議員当時から建設問題の相談を受け、問題解決のための活動をしてきました。平成10年から22年までの間、約100件関わりました。そのたびに、良い解決策はないものかと痛切に思ってきました。

建設問題に対応する紛争防止条例は平成21年7月から改正、施行されましたが、事業者、住民間での対話面における改善は見られるものの、問題の解決には至っていません。

地区計画や高度地区指定は どこまでできるか

地域で互いに協力し合える関係を制度にしたのが地区計画制度です。この制度は、地区内の建物の用途を決めたり、高さを決める制度で、強制力があります。市内では、約56の地区計画があり、そのうち、住民発意による地区計画は9件あります。

ただ、地区計画はその地域内の住民の合意形成と専門家による支援が不可欠で、むしろ、地区計画にまで至る地域のほうが少ないのが現実です。

まちづくり条例の制定が必要

良好な住環境は、住民自身が作り出す努力をしなければ失われるばかりです。もちろん、行政も議会も最大限に努力し、良好な住環境が位置付けられなければならないません。

そのためには、法的に実効性のあるまちづくり条例の制定が望まれます。

市民と議会と行政とが議論し、方向性を共有していくなかでまちづくり条例が生きてきます。そえのふみ子は、地域のガバナンス（協治）を創っていく上でも、まちづくり条例が必要だと考えています。



さいたま市議会議員
無所属／市民派

そえのふみ子

Fumiko Soeno



そえのがめざすさいたま市政

- 議会をもっと身近なものに
- 市民自治、地域ガバナンス(協治)を創る
- 情報公開の推進
- 縦割り行政からの脱却、行政の政策力の強化
- 貧困をなくして誰もが安心して暮らせるまちを創る
- 子どもが伸びやかに育つまちへ
- 介護の不安をなくし、高齢者が元気なまちを創る
- 次世代につなげる緑と水のある街へ
- 排水路を水辺に復活、緑の公園倍増、良好な住環境を生かした街づくりの推進
- 地域内生産と地域内消費が循環できる街へ
- 元気な事業者を増やして雇用を増やす

街なかだからこそ、みどりをつくる

領家6丁目の公園跡地(約5千㎡)の半分が公園に

前号でもお伝えした公園跡地の活用は、市民にとっての朗報です。3年前から当該地域の自治会が要望し、そのも担当部署との話し合いを続けてきました。ネックとなっていたのは、既存の公園から250m以上離れていないと新設はできない、という行政内部の基準でした。そして、確かに領家公園の敷地に重なっていました。

住民の方々の要望は、公園や福祉系の公共施設にしてほしい、というものでした。公園が難しいなら、福祉系施設はどうかと関連部署と話し合いました。団地に向かう道路幅では住居しか認められていなかったのですが、開発指導要綱では、例外的に福祉系公共施設なら建設可能と例外規定がありました。しかしちようどその頃、指導要綱から開発条例に変わり、この例外規定がなくなり、住居しか建設できないことになってしまいました。

公園も、介護施設もできる

基準はあっても、基準の解釈と運用で可能に

2年越しの抱えた課題を解決したい思いで、昨年6月議会で就任直後の清水市長に一般質問しました。議会での答弁は曖昧なものでしたが、その後動きがありました。ネックとなっていた設置間隔の基準について、弾力的に

運用すると改められたのです。UR(都市整備公団)と市との話し合いいでも、社会福祉法人の公募をかけることで特別養護老人ホームへの道筋ができました。

基準や法的根拠を逸脱せずに、運用によって住民要望を形にすることができました。あきらめずに追求して、本当によかったと思います。

行政側の姿勢が問われている問題

浦和青年の家の跡地を緑の防災公園に

「浦和青年の家跡地利用を考える会」では、浦和岸町の調神社に隣接した、「青年の家跡地」を緑の防災公園にと願ひ、署名運動や埼玉県との交渉など活発に運動してきました。前市長時代には、住民の切実な要望にこたえず、跡地の5分の1だけを取得したいとしており残りの5分の4は平成20年に埼玉県から日赤に売却されました。この売却には、いくつかの疑問があるとして、不当売却の住民訴訟を起こしています。また、この跡地からはアスベストが検出され、その除去工事も飛散防止対策を行わないなどズサンな対応に住民から批判が出ています。

本来なら、市が率先して、県から跡地全体を取得する方向で動いていれば公園面積も増え、市民の憩いの場となり、浦和駅近くの市街地における防災の避難場所にもなり、調神社と連動した緑地となり、景観上も観光スポット

としても、市にとって、メリットが望めたものでした。

県と日赤とが絡んでいて、対応が難しい問題ですが、市も看過できない問題だと思えます。市長が変わった今、課題解決に向けた対応が行われるべきで、その努力と経過を市民にきちんと説明することが求められています。

緑の基本計画アクションプランができた

具体化されてこそ、プランが生きる

さいたま市には2020年度を目標年次にした緑の基本計画があり、市民1人当たりの公園面積を10㎡にしています。現在は約5㎡(浦和区では1.72㎡しかない)で、10年で倍増しなければ達成できません。そのため、31の推進施策が事業化されたアクションプランが出来ました。2014年度までの計画です。

ひとこと

5月は母の日、6月は父の日。小学生の頃母の日にエプロンを贈ったのを覚えています。クリスマスプレゼントでは、母が毛糸で編んだクマさんの人形が…。確か、まだ枕もとと神話が通じていた頃でした。こうした一つ一つが思い出さなると、人の心の温かみを作り出していくのかもしれない。

そえのふみ子

1948(昭和23)年4月14日生
千葉県立船橋高校卒業
淑徳大学社会学部社会学科卒業
明治大学公共政策大学院専門職大学院・夜間卒業
2003(平成15)年/さいたま市議会議員(浦和区選出)
2007(平成19)年/さいたま市議会議員(浦和区選出)

